

② 裁定及び失権

裁定を受けた者及び死亡等で受給権を失った者は、次のとおりである。

恩給種別	裁定	失権
普通恩給	0件	61件
扶助料	28	54
退隠料	1	3
遺族扶助料	2	0
計	31	118

(2) 恩給年額等の改正

恩給法等の一部を改正する法律（昭和61年法律第30号）が、昭和61年4月25日公布された。

その主な内容は、次のとおりである。

① 恩給年額の増額

昭和60年度における公務員給与の改善を基礎として、恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、28号俸以下のものにあつては5.3%、29号俸以上のものにあつては5.1%+2,400円引き上げられた。

ただし、その引上額は、277,200円を限度とした調整が行われた。

② 普通恩給等の最低保障額の増額

③ 扶養加給の増額

④ 恩給年額等及び扶養加給の増額は、昭和61年7月から実施された。

## 2 退職手当

(1) 退職手当の裁定及び支給額

退職手当の裁定及び支給額は、次のとおりである。

学校種別	人員	金額
事務局	2人	52,101千円
小学校	683	10,088,117
中学校	310	4,682,337
高等学校	296	4,388,662
盲・ろう学校	22	163,113
養護学校	72	506,813
計	1,385	19,881,143

## 3 退職共済年金

(1) 年金の決定件数

退職共済年金等の決定件数は、次のとおりである。

新共済法による年金					旧共済法による年金					計
退職共済年金	退共(特別)	退共(繰上)	障害共済年金	遺族共済年金	退職年金	減額退職年金	障害年金	遺族年金	通算退職年金	
1件	7件	2件	1件	106件	689件	21件	21件	5件	6件	859件

(2) 支給人員及び支給額

退職共済年金等の支給人員及び支給額（昭和62年3月現在）は、次のとおりである。

新共済法による年金

	退職共済年金	退共(特別)	退共(繰上)	障害共済年金	遺族共済年金	計
人員	1人	7人	2人	1人	106人	117人
金額	4,438千円	10,304千円	4,817千円	2,467千円	151,386千円	173,412千円

旧共済法による年金

	退職年金	減額退職年金	障害年金		遺族年金		計
			公務上	公務外	公務上	公務外	
人員	8,757人	262人	3人	153人	4人	1,517人	10,696人
金額	21,729,742千円	446,930千円	10,709千円	335,884千円	5,891千円	1,779,822千円	24,308,978千円

(3) 年金額等の改正

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律108号）が、昭和60年12月27日公布された。

① 既裁定年金の年金額改定

昭和61年3月31日までに退職した者の年金は、新年金制度が実施されたため、新年金との均衡を考慮し、全て、

通年方式による年金額に裁定替が行われた。

② 退職年金等の最低保障額の引上げ

③ 掛金及び給付額の算定となる給料月額の高限度額の改定

掛金の標準となる給料月額	376,000円
給付の算定とされる給料月額	470,000円